

⑭退職のときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考
せん別金 [担当] 互助会 福利係	会員期間 10 年以上の会員が退会したとき。	<会員>	給付発生通知書を互助会へ提出。 (定年退職の会員の方は手続不要です。) 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。	
		期間 給付額		
		30年 60,000円		
		20年 45,000円		
		15年 33,000円		
		10年 27,000円		
		<会計年度任用職員等>		
		期間 給付額		
		20年 40,000円		
		15年 29,000円		
		10年 21,000円		

種別	加入条件	給付額	請求手続	備考
任意継続 組合員 [担当] 職員共済組合 保健医療係	退職の日の前日までの組合員期間が継続して1年以上あった人は、2年間を限度に組合員となることができます。	在職中と同じ給付が受けられます。	「任意継続組合員資格取得申出書」を職員共済組合へ提出。 被扶養家族がいる方は、裏面にも記入。 ※ 掛金は、金融機関で直接納めてください。 入金確認後に新しい組合員証等を郵送します。	退職日から20日以内に申請及び掛金入金。 市の関係団体や他の企業等へ就職された等、他保険の適用がある場合は対象となりません。
任意継続 被保険者 [担当] 福利課保健係 (協会けんぽ)	資格喪失日の前日までに継続して2か月以上の被保険者期間があった人は、2年間を限度に被保険者となることができます。	在職中と同じ給付が受けられます。 (傷病手当金、出産手当金は除く。)	「任意継続被保険者資格取得申出書」を直接、協会けんぽへ提出。 被扶養者がいる場合は、下欄の「被扶養者届【資格取得時】」にも記入。 後日、自宅へ納付書が届き、協会けんぽで入金を確認されたら保険証が届きます。	資格喪失日から20日以内に協会けんぽ必着。 被扶養者がいる場合、収入確認のための書類等が必要になる場合があります。

種別	会の活動・加入条件	会費	加入手続	備考
広島市 退職公務員連盟 (まこも会) [担当] 福利課 厚生係	<会の目的> 本市の退職者やその遺族で組織している団体で、会員の親睦と市政の発展に寄与することを目的として次のような活動を続けています。 <主な活動> 1. 物故会員・物故職員の追悼式の開催 2. 定期総会の開催 3. 会報の発行 4. 会員の慶弔 5. 施設等見学会の開催 6. 講演会の開催 7. 支部の活動 <加入条件> (1) 全国市町村職員共済組合の年金受給者 (2) (1)を除く、広島市を退職した者で、広島市職員共済組合の加入期間がある者	<本人会員>	所定の入会申込書を、事務局(福利課厚生係)へ提出。	
		年金年額 会費(年額)		
		150万円以下 3,500円		
		150万円超 4,500円		
		<遺族会員>		
		年金年額 会費(年額)		
		150万円以下 1,750円		
		150万円超 2,250円		

種別	内容	請求手続	備考																																				
老齢厚生年金 [担当] 職員共済組合 年金係	<p>組合員期間が1ヶ月以上かつ厚生年金の被保険者期間(※1)が1年以上あり、組合員期間等(※2)が10年以上ある者がその者の支給開始年齢に達したときは、死亡するまでこの年金を支給。</p> <p>ただし、在職中は支給停止が原則ですが、給与が低い者の場合は、その者の給与の額と年金額に応じて、その年金の一部を支給。</p> <p>※1 厚生年金の被保険者期間とは、職員共済組合の期間に厚生年金の期間を合算した期間をいいます。</p> <p>※2 組合員期間等とは、職員共済組合の期間に国民年金・厚生年金等の期間を合算した期間をいいます。</p> <p>◎老齢厚生年金の支給開始年齢</p> <p>本来の老齢厚生年金は国民年金と同様65歳から支給(注)されていますが、特例措置により60歳から年金を支給。</p> <p><b>【昭和16年4月2日以降に生まれた者の支給開始年齢】</b></p> <p>60歳以上65歳未満の者に支給される特例措置の老齢厚生年金については、その支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げられる。</p> <p>平成13年度から25年度にかけて定額部分を段階的に廃止することとし、給料比例部分(厚生年金相当部分+職域年金部分)のみが支給される。</p> <p>そして、平成25年度から令和7年度にかけて給料比例部分についても段階的に廃止し、支給開始年齢を引き上げられる(消防司令以下の消防職員は6年遅れ)。</p> <p><b>【支給開始年齢の経過措置】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>定額部分</th> <th>給料比例部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S16.4.1以前</td> <td>60歳</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>S16.4.2～S18.4.1</td> <td>61歳</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>S18.4.2～S20.4.1</td> <td>62歳</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>S20.4.2～S22.4.1</td> <td>63歳</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>S22.4.2～S24.4.1</td> <td>64歳</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>S24.4.2～S28.4.1</td> <td>—</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>S28.4.2～S30.4.1</td> <td>—</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>S30.4.2～S32.4.1</td> <td>—</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>S32.4.2～S34.4.1</td> <td>—</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>S34.4.2～S36.4.1</td> <td>—</td> <td>64歳</td> </tr> <tr> <td>S36.4.2以降</td> <td>—</td> <td>65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【老齢厚生年金の繰上げ支給】</b></p> <p>昭和28年4月2日以降(消防司令以下の消防職員は昭和34年4月2日以降)に生まれた人は、60歳から繰上げ支給ができます。</p> <p>ただし、繰上げ支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金の額については、政令で定める額が減額されます。</p>	生年月日	定額部分	給料比例部分	S16.4.1以前	60歳	60歳	S16.4.2～S18.4.1	61歳	60歳	S18.4.2～S20.4.1	62歳	60歳	S20.4.2～S22.4.1	63歳	60歳	S22.4.2～S24.4.1	64歳	60歳	S24.4.2～S28.4.1	—	60歳	S28.4.2～S30.4.1	—	61歳	S30.4.2～S32.4.1	—	62歳	S32.4.2～S34.4.1	—	63歳	S34.4.2～S36.4.1	—	64歳	S36.4.2以降	—	65歳	<p>「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」に、職員共済組合が指示した書類を添付し、職員共済組合へ提出。</p>	<p>給付の算定は、組合員個々により異なるため、省略。</p>
生年月日	定額部分	給料比例部分																																					
S16.4.1以前	60歳	60歳																																					
S16.4.2～S18.4.1	61歳	60歳																																					
S18.4.2～S20.4.1	62歳	60歳																																					
S20.4.2～S22.4.1	63歳	60歳																																					
S22.4.2～S24.4.1	64歳	60歳																																					
S24.4.2～S28.4.1	—	60歳																																					
S28.4.2～S30.4.1	—	61歳																																					
S30.4.2～S32.4.1	—	62歳																																					
S32.4.2～S34.4.1	—	63歳																																					
S34.4.2～S36.4.1	—	64歳																																					
S36.4.2以降	—	65歳																																					
退職年金 [担当] 職員共済組合 年金係	<p>平成27年10月以降に1年以上の引き続く組合員期間(※)を有する方に65歳から支給される年金で、半分は有期年金、半分は終身年金として支給。</p> <p>有期年金は、10年または20年の支給期間を選択(一時金の選択も可)。</p> <p>受給権者が死亡した場合は、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。</p> <p>なお、第3号厚生年金被保険者である間は支給がない。</p> <p>※ 平成27年10月に引き続いていれば、平成27年9月以前の組合員期間も含まれます。</p>	<p>「退職年金決定請求書」に、職員共済組合が指示した書類を添付し、職員共済組合へ提出。</p>	<p>給付の算定は、組合員個々により異なるため、省略。</p>																																				